

株式会社ケアマインド実務者研修（通信課程）

こころ・そらグループ福祉学園 学則

①事業者の名称・所在地	<p>名称：株式会社ケアマインド</p> <p>所在地：兵庫県川西市けやき坂2丁目62-22</p>								
②研修事業の名称	株式会社ケアマインド実務者研修（通信課程）こころ・そらグループ福祉学園								
③研修の種類	社会福祉士及び介護福祉士法施行令に基づく介護福祉士実務者研修								
④研修課程及び学修形式	<p>介護福祉士実務者研修課程</p> <p>・通信課程</p>								
⑤事業者指定番号	大阪府指令副法第1313号								
⑥開講の目的	<p>社会福祉士及び介護福祉士法に基づき、介護福祉に関する専門的知識及び技術を修得させる。</p> <p>多様化する介護ニーズに対応した適切で質の高い介護サービスを提供でき、医療・福祉の担い手として活躍し得る人材を輩出することを目的とする。</p> <p>また、豊かな人間性を育て、地域社会に貢献できる人材を育成することを目標とする。</p>								
⑦通信養成を行う地域	近畿地方全域								
⑧休業日	<p>休業日は次のとおりとする。ただし、こころ・そらグループ福祉学園が必要と認める場合には、休業日を変更する。</p> <p>①年末年始 12月30日～ 1月 3日</p> <p>②夏季休業 8月13日～ 8月15日</p> <p>③国民の祝日に関する法律に規定する日</p>								
⑨定員、修業年限及び課程・受講日程等	<p>・スクーリングは、1学級20名を定員とし、学則⑩の2校で実施する。</p> <p>*同日に開講する学級数は1学級とする。</p> <p>・講座の修業年限</p> <table border="0"> <tr> <td>介護職員基礎研修、訪問介護員養成研修(1級)</td> <td>1ヶ月以上</td> </tr> <tr> <td>介護職員初任者研修、訪問介護員養成研修(2級)</td> <td>4ヶ月以上</td> </tr> <tr> <td>訪問介護員養成研修(3級)、喀痰吸引等研修</td> <td>5ヶ月以上</td> </tr> <tr> <td>無資格</td> <td>6ヶ月以上</td> </tr> </table> <p>・課程は別表1を参照</p> <p>・スクーリングの授業内容及び受講日程は開講オリエンテーション時に配布する。</p>	介護職員基礎研修、訪問介護員養成研修(1級)	1ヶ月以上	介護職員初任者研修、訪問介護員養成研修(2級)	4ヶ月以上	訪問介護員養成研修(3級)、喀痰吸引等研修	5ヶ月以上	無資格	6ヶ月以上
介護職員基礎研修、訪問介護員養成研修(1級)	1ヶ月以上								
介護職員初任者研修、訪問介護員養成研修(2級)	4ヶ月以上								
訪問介護員養成研修(3級)、喀痰吸引等研修	5ヶ月以上								
無資格	6ヶ月以上								
⑩履修方法	<p>・各科目の到達目標に従い、内容の理解度を確認する。</p> <p>・受講生自身が問題点を把握できるように、学習に対する指導を記載する。</p> <p>・添削課題は、テキストを参考にして自宅で学習し、締切日までに終了する。</p> <p>・科目と時間数は別表1の通りとする。</p>								
⑪開講時期	別紙のとおり								

⑫受講資格	<p>こころ・そらグループ福祉学園が本研修受講者として、研修期間を通じて受講可能であると認めた者とする。受講可能とは、スクーリングに出席できる地域に在住していることをいう。</p>
⑬受講者の選考	<p>受講申込書を受理した者の中から、前述の受講資格を満たしていること。ただし、定員に達した時点で申込は終了とする。</p>
⑭受講手続	<ul style="list-style-type: none"> ・受講者は、指定期日までに必要書類に所定の学納金を添えて提出しなければならない。 ・前項の受講手続を完了した者について受講を許可する。
⑮休学	<ul style="list-style-type: none"> ・受講者が病気その他やむを得ない事由で1か月以上出席ができない場合は休学願いを提出し、許可を得なければならない。この場合において、疾病によるときは、医師の診断書を添付しなければならない。 ・休学期間は、通算して3か月を超えることができない。 ・休学期間は、在学期間に算入しない。
⑯在学期間	<ul style="list-style-type: none"> ・入学日より1年を超えて在学することはできない（休学期間は除く）。
⑰退学	<p>受講生が退学しようとするときは、株式会社ケアマインドこころ・そらグループ福祉学園指定の書類を提出し、許可を受けなければならない。</p>
⑱卒業	<p>所定の課程を修了した者には、修了証書を授与する。</p>
⑲学習の評価及び課程修了の認定	<p>通信課題等は開講オリエンテーション時に配布する。</p> <p>(1) 学習の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各科目の到達目標に従い、内容の理解度を確認する。 ・受講生自身が問題点を整理できるように評価、又は今後の学習に対する指導を記載する。 ・添削課題は、テキストを参考にして自宅学習し、終了する。 <p>(2) 課程終了の認定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出題範囲は各科目のテキスト内容に沿って出題する。 ・合格点は100点中60点以上とする—レポート及び添削問題が100点中60点未満の場合は、合格点に達するまで学習する。 ・介護過程Ⅲについては、スクーリングに出席するとともに、各事例の項目ごとに実施する技術評価試験に合格した者に修了認定をする。技術評価試験は担当講師が、受講者が当該科目の知識・技術を確実に習得したと認めるまで行い、目標未達の場合は達成するまで指導する。 ・医療的ケア演習で一定の基準に達すること。 ・スクーリング（面接授業）受講上の注意—介護過程Ⅲの45時間、医療的ケア演習の2日（合計13時間）の受講に関して、遅刻、欠席は原則として認めない。

<p>⑳スクーリングの会場</p>	<p>・各会場 川西校 兵庫県川西市けやき坂2丁目62-22</p> <p>あびこ校 大阪市住吉区我孫子東三丁目1番1号 泰清ビル4F (医)真芳会 内</p>
<p>㉑スクーリングの研修欠席者の扱い</p>	<p>出欠の確認方法</p> <p>① 遅刻について—遅刻は欠席とする</p> <p>② 早退について—早退は欠席とする</p>
<p>㉒スクーリングの補講の取り扱い</p>	<p>(1) 研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者においては、欠席した講義・演習について原則補講を行うものとする。</p> <p>(2) 補講は、当学院の他校で実施する当該科目もしくは他のコースの当該科目を受けることによって、当該科目に出席したものとみなす。</p> <p>(3) 振替の申出は事前申出を原則とする。</p> <p>(4) (1)に規定する「やむを得ない事情」とは、社会通念上の妥当とされる次の事由をいうものとする。</p> <p>① 疾病又は負傷(証明できる書類の提出を求めるものとする)</p> <p>② 天災その他やむを得ない理由(水害・火災・地震・暴風雨雪・暴動・列車遅延・交通事故等)</p> <p>③ 法令の定めがある事由による場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選挙権その他公民としての権利を行使する場合 ・承認、鑑定人、参考人、裁判員として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公庁に出頭する場合 <p>① その他真にやむを得ない事由として当学院が認めるもの</p>
<p>㉓補講の方法及び取り扱い</p>	<p>補講の方法： 原則、当学院の他校で実施する当該科目もしくは次期コースの当該科目を受ける。又は個別対応で実施する</p> <p>補講に要する費用： ・他教室(次期コース)への振替補講費用：1回3,000円、 ・個別対応補講費用：1日18,000円、半日9,000円</p> <p>重要事項： 原則、補講を受講するまでは修了評価を受験できない 補講先の日程、場所については学院の指示に従って受講する事 (補講は定員、開講状況により希望の日に受講できるとは限らない)</p>
<p>㉔スクーリングの受講日</p>	<p>・開講オリエンテーション時に配布する研修スケジュールを参照</p> <p>・教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項の規定にかかわらず休校の日に授業を行うことがある。</p> <p>・非常災害や緊急の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。</p>

<p>㉕他研修等の修了認定</p>	<p>・「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（介護福祉士養成施設における医療的ケアの教育及び実務者研修関係）」（平成23年10月28日社援発1028第1号厚生労働相社会・援後局長通知）等の関係通知に基づき、免除とする。</p>
<p>㉖受講料の返金について</p>	<p>・受講料等の納入金は別表の通りとする。</p> <p>・時期によりキャンペーン価格があり、予告なく変更する場合がある。</p> <p>・納入金返還に関して</p> <p>◎受講者からのキャンセル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開講の7日前（7日前が休日の場合はその前日）まで . . . 【全額返金】 ・開講日前日まで（前日が休日の場合はその前日）まで . . . 【半額返金】 ・開講当日以降 【キャンセル不可】 <p>※上記返金はキャンセル受付後7日以内に受講者の指定する口座へ振込にて返金（手数料は受講生負担、現金による返金は不可）</p> <p>◎弊社（学校側）からのキャンセル（開講取り止め）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クラス毎に開講日の7日前（7日前が休日の場合はその前日）において受講申込み（受講予定）者数が、そのクラスの最少開催人数に満たなかった場合 【全額返金】 ・企業破綻、指定取消、及び災害、その他のやむを得ない理由が発生した場合にそれらの事由が発生した時 【全額返金】 <p>※上記返金は、キャンセル（開講取り止め）確定後速やかに受講申込者に連絡の上、連絡後7日以内に受講者側の指定により口座へ振込にて返金（手数料は学校側の負担）</p>
<p>㉗教職員の組織</p>	<p>次の教職員を置く</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養成施設所長 ・教務に関する主任者 ・介護過程Ⅲ担当教員 ・医療的ケア担当教員 ・その他の担当教員 ・事務職員
<p>㉘通信養成に使用する教材の目録</p>	<p>介護職員等実務者研修テキスト 「中央法規出版」</p> <p>第1巻 人間と社会 第2巻 介護Ⅰ 第3巻 介護Ⅱ 第4巻 こころとからだのしくみ 第5巻 医療的ケア</p>

<p>⑳賞罰</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・受講生が学則並びにこころ・そらグループ福祉学園の定める諸規則を守らず、受講生としての本分に反する行為があったときは、懲戒を行うことができる。 ・懲戒は指導、警告、勧告及び退学とする。 ・懲戒の判断基準は次のとおり <ul style="list-style-type: none"> ①欠席、遅刻及び早退が著しく多い場合や技能及びこれに関する知識の習得状況が芳しくない場合等、修了が見込まれないとき ②施設の秩序や受講環境を著しく乱したとき、または乱すおそれがあるとき ③法令違反等、公序良俗に違反し、社会通念上、受講生として相応しくないとき ④その他、受講継続が困難であるとき ・カリキュラム途中での退校の場合、理由の如何にかかわらず受講料の返金はない。また、受講料支払いの残金がある場合は、その時点で完済するものとする。
<p>㉑修了証明書等の交付</p>	<p>学則⑱により修了を認定された者は、こころ・そらグループ福祉学園において、実務者研修修了証明書を交付する。</p>
<p>㉒修了者管理の方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・修了者は修了者名簿に記載・修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再発行を行う。ただし、修了証明書の再発行にかかる料金については、1枚につき2,160円(税込)を受講者の負担とする。
<p>㉓公表する情報の項目</p>	<p>こころ・そらグループ福祉学園が公表すべき情報については、ホームページ上で公表する。</p> <p style="text-align: center;">http://www.cocoro-sora.jp/</p>
<p>㉔その他研修実施に係る留意事項</p>	<p>研修事業の実施にあたり、以下の通り必要な措置を講じることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修に関して以下の通り苦情等の窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情及び事故が生じた場合には迅速に対応する。 * 苦情対応部署：こころ・そらグループ福祉学園実務者研修部門 TEL 06-6609-3300
<p>㉕研修事業執行担当部署（問合先・連絡先）</p>	<p>兵庫県川西市けやき坂2-62-22 TEL 072-790-6600</p>
<p>㉖施行細則</p>	<p>この学則に必要な細則ならびに、この学則に定めのない事項で必要がある場合は、当社がこれを定める。</p>
<p>㉗附則</p>	<p>この学則は平成31年3月18日から施行する。</p>

別表：所有資格別受講料定価

所有資格	受講料（単位円）
介護職員基礎研修	50,000
ホームヘルパー1級	60,000
介護職員初任者研修 ホームヘルパー2級	69,000
ホームヘルパー3級 無資格	108,000

- ・テキスト代込み、消費税抜きの料金です
- ・料金はキャンペーン等で予告なく変更されます。